

10. 越境サービス貿易

1. 交渉で扱われている内容

国境を越えるサービスの提供（サービス貿易）に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。

2. 交渉の現状

(1) ルール（サービス貿易の一般的規制を定めるもの）

WTO・GATS（サービス貿易一般協定）に盛り込まれている、無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）、数量規制・形態制限の禁止といった義務を設けることや、関連措置の透明性の確保に関する規定が議論されている。また、GATSの内容を超える資格等の承認についても検討はされているが、他国の資格・免許を相互に認め合うこと（相互承認）に関し、医師等の個別の資格・免許については、現時点では議論されていない模様。

(2) 市場アクセス

(ア) ネガティブ・リスト方式（リストに掲載したものは適用対象としない方式。一般に、自由化対象のみを記載するポジティブ・リスト方式に比べ、自由化の水準が高い。）を採用する模様。各国が作成したリストについては、3月に第1回目の交換が行われ、現在、その確認作業が行われている。

(イ) 市場アクセスについては、現在各国間でネガティブ・リストの内容を確認する作業が行われていることから、完全自由化（全ての障壁の撤廃）は目標になっていない模様。

3. 既存の協定の内容 【別添12：「TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－越境サービス貿易」】

(1) TPP協定交渉参加国のFTA

(ア) ルール面では、GATSを基礎にしながら、GATSを超える規定（現地拠点要求禁止、歯止め規定、専門家資格の承認に関する附属書等）を設けている。またP4協定では、相互承認について、締約国の規制当局や関連産業団体間の

対話立ち上げを促進する旨規定するとともに、そのような対話の当面の優先分野として、エンジニア、建築士、会計士等を記載し、附属書にて対象を大卒の専門家とする等の詳細を規定。

(イ) 市場アクセスの約束方式について、P4協定ではネガティブ・リスト方式を採用している。TPP協定交渉参加国間の他のFTAでは、ネガティブ・リスト方式と、ポジティブ・リスト方式を採用するものの双方がある。なお、GATSはポジティブ・リスト方式を採用している。

(ウ) 米韓FTA

急送貨物サービスについて、独占的な郵便事業者（国営の韓国ポスト）が、サービスを提供する際にその地位を濫用してはならない旨の規定を設けている。

(2) 日本のEPA

(ア) ルール面では、GATSを基礎にしながら、GATSを超える規定（現地拠点要求禁止、歯止め規定等）を設けている。

(イ) 市場アクセスの約束方式については、これまでネガティブ・リスト方式（TPP協定交渉参加国ではチリ、ペルー）とポジティブ・リスト方式（同じく、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナム）の双方を用いている。

4. TPP協定交渉参加を検討する際に我が国として考慮すべき点

(1) 我が国が確保したい主なルールの内容

一般に、我が国を含め先進国は、高度な技術や資本を要するサービス貿易の競争力が高く、途上国に対して自由化を求めていく立場にある。TPP協定でネガティブ・リスト方式が採用される場合、これまで我が国がポジティブ・リスト方式によりEPAを締結した国（シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナム等）との関係では、自由化される分野が広がる可能性がある。また、規制の現状等が一目で分かるため、企業等にとっては、透明性が一層向上し、法的安定性や予見可能性が高まる。

(2) 我が国として慎重な検討を要する可能性がある主な点

(ア) これまで我が国のEPAにおいて自由化を留保してきた措置・分野について変更が求められるような場合に、国内法の改正が必要となったり、あるいは将来的にとりうる国内措置の範囲が制限される可能性がある。

(イ) 仮に、個別の資格・免許の相互承認が求められる場合には、これを行うか否かについて、我が国の国家資格制度の趣旨を踏まえ、検討する必要がある。

TPP協定交渉参加国間及び我が国の既存の協定－越境サービス貿易

(○：規定あり，×：規定なし)

| | 規定内容 | P4協定 | 米ペルー FTA | 米豪 FTA | 豪・NZ・ ASEAN・ FTA | 日本の EPA | 【参考】 WTOサービス 貿易一般協定 |
|-----------------|---|------|-------------|-----------|------------------------|------------|---------------------------|
| 内国民待遇 | 外国人と自国民に対し，同等（無差別）の待遇を与えることについて定める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 最恵国待遇 | 外国人間の無差別待遇について定める。 | ○ | ○ | ○ | × 【注】 | ○ | ○ |
| 数量・形態制限 | 外国のサービス提供者に対し，数量制限や法人などの形態制限を求めないことを定める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 現地拠点要求禁止 | 外国のサービス提供者に対し，自国内における拠点の設置を求めてはならないことを定める。 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| 歯止め規定 | 協定発効後に各国が自国の規制を自由化した場合，将来に亘ってその自由化水準を後戻りさせないことを定める。 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |
| 透明性 | サービス貿易に関連する措置及び手続の公表，照会への対応を定める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 承認 | 外国の資格等を自国のものとして承認することができる旨定める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 専門家資格の承認に関する附属書 | 資格や免許の相互承認及び短期資格付与のための作業部会の設置並びに具体的な資格について定める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 支払い及び資金の移転 | サービス貿易にかかる資金の支払い及び移転を妨げない旨定める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

【注】締約国が第三国に対しより良い待遇を与えた場合，協議することが出来るとの規定（自動的に同等の待遇を与えるものではない）。